

建設用びょう打銃用空包を消費する場合の手続

○ 提出書類

① 火薬類譲受・消費許可申請書・・・様式No. 1

1日の消費見込数量が、同一の消費地において200個以下(その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては、400個以下)の場合は、火薬類譲受許可申請書(様式No. 1 1部提出 62ページ)とする。

② 実包・空包消費計画書・・・様式No. 16

(注) 同一の消費地において、1日に200個(その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては、400個)を超えて消費する場合に添付すること。

③ 建設用びょう打銃所持許可証の写

④ 人命救助等に従事する者の届出済証明書の写

⑤ 委任状(申請者が代理人である場合)・・・書式例No. 1

⑥ 理由書

(注)申請数量が2,000個(その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては、4,000個)を超える場合に、その理由を具した書面を添付すること。

⑦ 建設用びょう打銃用空包消費帳簿・・・様式No. 17

(注)初めて建設用びょう打銃用空包の譲受・消費許可申請をする者を除く。

○ 提出部数 1部

○ 提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班(ただし、申請に係る数量が1,000個以下の場合は火薬類の消費をする場所(消費地が特定していない場合には申請者の住所地)を所管する県土木(建築)事務所とする。)

○ 手数料 2,400円(山口県収入証紙を貼付すること。)